

4 親メーターの使用水量が集合メーターにより算出された使用水量合計を下回っても料金は還付しない。

5 受水槽以下の装置は漏水による減免対象とはしない。

(給水施設の維持管理区分)

第4条 親メーターまでの水道施設及び親メーターは甲の維持管理とし、その他の給水施設は乙が維持管理するものとする。

2 維持管理を怠った場合には、次回の検針日から親メーターで料金算定を行なうものとする。

(協定の解除)

第5条 甲は、次の各号のいずれかに該当するとき、本協定を解除することができる。

(1) 乙が第2条第1項のメーター取り替え又は第2条第2項のメーター取り替えを長期に渡って行わないとき。

(2) 乙が第4条の維持管理を著しく怠ったとき。

2 乙は、本協定の継続を望まないとき、甲との書面による合意のもと本協定を解除することができる。

(その他)

第6条 本協定書に定めのない事項については、出雲市水道事業給水条例、各規程等によるものとし、当該条例、各規程等に定めのない事項については、甲、乙協議の上決定するものとする。

本協定書の証として本書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 () 月 日

甲 出雲市姫原2丁目9-1
出雲市水道事業
出雲市長

乙